

○一般社団法人岡山県建築士会 会長、副会長、専務理事及び常務理事選出基準

平成29年3月7日制定

(適用の範囲)

第1条 定款第23条第3項の規定による会長、副会長、専務理事及び常務理事の選定(以下「会長等の選定」という。)は、この基準によって行う。

(選定執行者)

第2条 この基準で定める方法による会長等の選定の執行者は、会長とする。

(選定の管理)

第3条 会長等の選定は、理事会が管理する。

(次期会長候補者の公募)

第4条 会長は、役員改選を行う年の4月16日(4月16日が職員就業規則第5条に定める休日のときは次の日)に、次期会長候補者の公募及び選定スケジュール等必要な事項及び次期理事候補者名簿を本会ホームページに掲載することにより、公示しなければならない。

(次期会長候補者の立候補)

第5条 次期会長候補者になろうとする者は、次の要件を満たした上で立候補することができる。

(1) 理事候補者の選出基準(昭和55年制定)に基づく次期理事候補者であること

(2) 理事候補者の選出基準に基づく次期理事候補者10名以上の推薦を受けていること

2 立候補は、次期会長候補者立候補届(様式1)に前項第2号の要件を満たすことを証する書類(次期会長候補者推薦書、様式2)を添えて別に定める期日までに会長に届け出なければならない。

(次期会長候補者への立候補者の公表)

第6条 会長は、前条第2項に定める次期会長候補者立候補届の提出期限の翌日から(翌日が職員就業規則第5条に定める休日のときは次の日)第8条に定める次期会長候補者選出会の日まで、次期会長候補者に立候補した者の氏名を本会ホームページに掲載しなければならない。

(次期会長候補者の決定)

第7条 次期会長候補者は、次条に定める次期会長候補者選出会(以下「選出会」という。)により決定する。なお、次の各号のいずれかに該当するときは、選出会を開催しないことができる。

- (1) 次期会長候補者の立候補が1名るとき
 - (2) 次期会長候補者への立候補が2名以上からあり、かつ、次期会長候補者立候補届に添えた次期会長候補者推薦書の枚数の最も多い者が1名であるとき
- (選出会の開催)

第8条 選出会は、理事候補者の選出基準に基づく次期理事候補者で構成する。

- 2 選出会は、会長が招集する。
- 3 選出会には、理事会が立ち会う。

(次期会長候補者の決定)

第9条 次期会長候補者の立候補者が1名ときは、その者が次期会長候補者となる。

- 2 次期会長候補者の立候補者が2名以上の場合、次期会長候補者立候補届に添えた次期会長候補者推薦書の枚数が多い者が次期会長候補者となる。ただし、立候補者が2名以上あり、かつ、推薦書の枚数が最も多い者が2名以上ある場合は、理事会が行う抽選により決定する。

(次期会長候補者の立候補者がいない場合の措置)

第10条 次期会長候補者の立候補者がいない場合は、第8条に定める選出会において推薦投票により次期会長候補者を決定する。

- 2 前項の推薦投票は、次期会長候補者としてふさわしいと考える次期理事候補者1名の氏名を記載することによって行う。
- 3 第1項の推薦投票において次期会長候補者となる意志がない者は、推薦投票前に申し出なければならない。この場合、会長は、やむを得ない理由により選出会を欠席した者について、電話等によりその者の意志を確認しなければならない。
- 4 第1項の推薦投票において、別段の定めのある場合を除いて、有効投票の得票数の多い者が次期会長候補者となる。ただし、得票数が同一の場合は、理事会が抽選で決定する。

(投票の効力)

第11条 投票の効力は、理事会が決定する。

- 2 前項の決定に当たっては、次項の規定に該当しない限りにおいて、投票者の意志が明白であれば、その投票を有効としなければならない。
- 3 次の各号のいずれかに該当する投票は、無効とする。

- (1) 何人を記載したか確認しがたいもの
- (2) 2名以上の氏名を記載したもの

(当選の無効)

第12条 次のいずれかの場合は、第9条又は第10条の規定による次期会長候補者の当

選は無効とし、再度、次期会長候補者選定の手続を行う。

(1) 次期会長候補者として当選した者が、総会において理事に選任されなかったとき

(2) 次期会長候補者として当選した者が、総会までに次期理事候補者としての資格を欠くに至ったとき

(会長の選任)

第13条 次期会長は、総会終結後最初の理事会において、第9条又は第10条に定める方法で次期会長候補者として選定された者が選任される。

(副会長、専務理事及び常務理事の選任)

第14条 次期副会長、次期専務理事及び次期常務理事は、総会終結後最初の理事会において、次期会長が推薦し、理事会が選任する。

(不測の事態への対応)

第15条 本選出基準による運営において不測の事態が生じた場合の対応は、理事会において決定する。ただし、急を要する場合は、会長が決定することができる。

附 則

この基準は、平成29年3月7日から施行する。

附 則

この基準は、平成30年3月6日から施行する。

附 則

この基準は、令和5年3月1日から施行する。